

スポーツの リスクマネジメント

Risk
Management
in
Sport

小笠原 正・諏訪 伸夫 ©編著

第4章 リスクマネジメントとスポーツ紛争

1 訴訟

(1) 当事者の自主的解決

当事者間による協議で紛争が解決できない場合は、紛争の解決は裁判所などの第三者の判断に委ねられることになるが、スポーツに限らず、紛争は早期に解決されることが望ましい。判断機関が当該紛争をどのように解決をするかについて、各当事者の見通しが共通であるならば、あえて判断機関の判断を求めるまでもなく、当事者の協議で早期に解決することが可能である。その意味では、スポーツにおける紛争についても、当事者が、それぞれ、早期に事実関係を十分調査し、判断機関が認定するであろう事実関係を正しく予想し、的確な法的判断を行うことで、判断機関が示す解決内容を予測することが必要である。判断機関がどのような判断をするかを正しく予測できれば、当事者間の協議による早期解決に資する。

(2) 裁判手続

日本国憲法は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない」（第32条）と裁判を受ける権利を保障し、当事者間の協議で紛争が解決をしない場合における紛争解決機関として裁判所を設けた。

「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する」（裁判所法第3条）。裁判手続では、当事者が主張する権利あるいは義務について、当事者が主張する事実関係と当事者が提出した証拠により認定される事実を基礎として、法律を当てはめて、判決という形で紛争解決を図る。当事者が主張・立証した範囲で判断を示すことになる。

(3) 調停手続

裁判所においては、「民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条

理にかなない実情に即した解決を図ることを目的」(民事調停法第1条)とした調停制度がある。調停は、当事者間の協議による解決を援助する制度である。調停手続は、訴訟手続と比較すると、簡易な手続・低額な申立費用で進めることができ、柔軟な解決が可能となっている。調停では、それぞれの紛争類型に関して専門的知識を有する調停委員が加わることで、「条理にかなない、紛争の実情に即した妥当な解決」を目指している。ただし、現時点では、スポーツに関する専門家調停委員はいない。

(4) スポーツ紛争に関する裁判所の判断の限界

スポーツに関する紛争の中には、代表選手選考をめぐる問題や競技団体内部での処分をめぐる問題などもある。これらの紛争を裁判手続で解決することは、第1に紛争が「法律上の争訟」といえるかという点で、第2に解決までの迅速性の点で限界がある。

① 法律上の争訟

裁判は、「法律上の争訟」を対象としている。『「法律上の争訟」とは法令を適用することによって解決し得べき権利義務に関する当事者間の紛争」(最高裁昭和29年2月11日判決 最高裁判所民事判例集8巻2号419頁)であるが、競技団体内部問題の紛争は「法律上の争訟」とならない場合が少なくない。

判例上は、地方自治法に基づく議会の議員への懲戒処分について、議員の「除名処分」の取り消しを求める訴えは法律上の争訟としたが(最高裁昭和35年3月9日判決 最高裁判所民事判例集14巻3号355頁)、議員の「出席停止処分」の取り消しを求める訴えは「自律的な法規範をもつ社会ないしは団体にあつては、当該規範の実現を内部規律の問題として自治的措置に任せ、必ずしも、裁判にまつを適当としない」と判示し、「法律上の争訟」に当たらないとした(最高裁昭和35年10月19日判決 最高裁判所民事判例集14巻12号2633頁)。「除名処分」と「出席停止処分」で結論を異にした理由については、「議員の除名処分の如きは、議員の身分の喪失に関する重大事項で、単なる内部規律の問題に止らないからであつて、本件における議員の出席停止

の如く議員の権利行使の一時的制限に過ぎないものとは自ら趣を異にしている」と判示している。

スポーツ関係では、日本競技ダンス連盟東部総局が会員資格を3年間停止した処分が争われた事件において、「任意的な団体の内部の事柄については、格別の事由のないかぎり、原則としてその自治と自律に委ねるべきである」との理由から「法律上の争訟」でないとした（東京地裁平成4年6月4日判決 判例時報1436号65頁）。日本シニア・ゴルファーズ協会が特定人を同会の正会員として入会させたことの適否が争われた事件（東京地裁昭和63年9月6日判決 判例タイムズ691号236頁）および日本自動車連盟主催「1993年度全日本F3000選手権第6戦」で追越禁止区間で他の自動車を追越したことを理由として1周減算のペナルティを課された処分が争われた事件（東京地裁平成6年8月25日判決 判例タイムズ885号264頁）においても「法律上の争訟」でないと判断されている。一方、日本アマチュア・ボクシング連盟が登録選手をアマチュア資格に欠けるとして選手登録を取り消し、1年間、全国高等学校総合体育大会、国民体育大会および全国高校選抜大会のボクシング競技に出場することができなかった事件では、「法律上の争訟」であることを前提として判断がなされている（東京地裁平成18年1月30日判決、判例タイムズ1239号267頁）。スポーツ紛争を裁判所で解決するためには、その紛争が「法律上の争訟」の要件を満たすものに限られ、この点での裁判の限界がある。

② 迅速な解決

裁判手続は、三審制を原則としており、上訴されることを考慮すると、判決の確定まで数年を要する場合もまれではない。大会へ参加できる代表選手資格などをめぐる紛争では、大会開催までの短期間で裁判手続による解決を得ることは事実上不可能である。選手資格に関する紛争についても、裁判手続による解決では、アスリートとして活躍できる期間内での解決は困難であり、アスリートの実質的な権利保護にならない限界がある。

2 スポーツ仲裁裁判所

(1) CAS 設立の経緯とその概要

裁判の限界を克服するために、スポーツ紛争解決制度として仲裁制度が採用され発展してきた。仲裁とは、紛争当事者の合意に基づき、紛争の解決を仲裁人に委ね、仲裁人の判断に従うことで紛争を解決する手続である。

欧米においては、スポーツをめぐる紛争については、裁判で争われる事案もあったが、スポーツ独自の解決機関が求められ、1984年、国際オリンピック委員会（IOC）が、スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport CAS）を設立し、ドーピングに関する競技団体の決定など選手と競技団体との紛争や競技団体間での紛争解決に当たった。

CASは、1994年、IOCから独立し、IOC、オリンピック夏季大会競技団体連合（ASOIF）、オリンピック冬季大会競技団体連合（AIWF）、国内オリンピック委員会連合（ANOC）により国際スポーツ仲裁理事会（ICAS）が設立され、ICASの元で運営されることとなった。IOCなど4団体は、スポーツ紛争の解決をCASに付託することを内容とする規約を加えた。

CASには、上訴仲裁部門と一般仲裁部門があり（CASスポーツ関連仲裁規則S20）、上訴仲裁部門はスポーツ団体の決定に対する上訴を取り扱い、一般仲裁部門は通常の仲裁合意に基づく仲裁を取り扱う。上訴仲裁は、あらかじめ競技団体が仲裁に応じる旨を規定している場合と当事者が個別に仲裁に合意をする場合がある（R47）。千葉選手（日本水連）事件も我那覇選手（Jリーグ）事件も、競技団体の規定には仲裁同意条項がなかったが、当事者の合意にもとづき、上訴仲裁が行われた事案である。

(2) CASにおける審理手続の概要

① 審理の場所と言語

審理の場所はスイスのローザンヌであるが、当事者との協議の上仲裁パネルは審理地を変更することができる（R28）。千葉選手事件も我那覇選手事件も、東京を審理地とする合意にもとづき、東京において審理が行われた。

言語は英語かフランス語であり、当事者は、仲裁パネルの合意を条件に、他の言語を選択できる（R 29）。我那覇選手事件では、申立人は日本語による審理を希望したが、相手方（Jリーグ）が同意しなかったため、言語は英語となった。

② 仲裁人候補と仲裁パネル

仲裁人リストに掲載される者は、150人以上とされ（S 13）、現在270人（内日本人4人）が掲載されている。仲裁パネル（仲裁人団）は、1人または3人の仲裁人で構成され、当事者が合意していない場合は、CASの部門長が、紛争の規模および複雑性を考慮して人数を決定する（R 40. 1）。上訴仲裁の場合には原則3人である（R 50）。仲裁人は、当事者で合意があるときはその合意に従う。合意がない場合は、各当事者は1人の仲裁人を指名できる。当事者は、3人目の仲裁人であるパネル長を合意により決定することができるが、合意がない場合は、CASの部門長がパネル長を任命する（R 40. 2）。

③ 審理手続

スポーツ団体の決定に対する不服申立である上訴仲裁においては、決定が告知されてから21日以内に仲裁申立が必要であるが、当事者が合意をするならばこの期間を超えても仲裁申立が可能である（R 49）。

審理は非公開で、当事者も秘密を守る義務がある（R 43）。審理は、書面の提出と口頭審理から構成される。上訴仲裁においては、上訴期間満了から10日以内に上訴理由書と全ての証拠資料を提出し、被申立人は、上訴理由書を受領してから20日以内に答弁書と全ての証拠資料を提出しなければならない。証拠資料には聴聞を求める証人・専門家の氏名および証人の陳述書を含む。上訴理由書または答弁書提出後は、当事者の合意がある場合またはパネル長が例外的事情を認めた場合を除き、主張の補足も新たな証拠の提出も許されない（R 48～56）。口頭審理において証人、専門家からの聴聞ができるが、聴聞に通訳を必要とするときは、聴聞を求めた当事者の費用負担となる（R 44. 2）。パネルは、相手方が所持する文書の提出を命じることや職権による専門家証人の聴聞などができる（R 44. 3）。

④ 暫定的および保全的処分

当事者は、仲裁申立がなされた後は、暫定的もしくは保全的処置の申立ができ、仲裁パネル設置前については部門長が、その後は仲裁パネルないし仲裁パネル長が暫定的および保全的処分を行える（R 37）。

⑤ 仲裁判断

仲裁判断は、書面でなされ、最終の判断であり、不服申立はできない（R 46）。上訴仲裁においては、上訴理由書提出後4か月以内に判断されるのが原則である（R 56）。上訴仲裁の場合は、仲裁判断は公開が原則であり（R 59）、一般仲裁の場合は、仲裁判断自体が公開を規定している場合または当事者の合意がある場合を除き非公開である（R 43）。

⑥ 費用

仲裁申立費用は500スイスフランである（R 64. 1, R 65. 1）。一般仲裁の場合には、仲裁パネルが仲裁費用の予納額を決め、当事者が仲裁費用を予納する。上訴仲裁の場合には、仲裁費用の予納は不要である。当事者が申請した当事者、証人、専門家証人および通訳の費用は、当事者が前払をする（R 64. 3, R 65. 3）。パネルは仲裁判断の中で当事者が負担する仲裁費用を決定する（R 64. 4～R 64. 5, R 65. 4）。

我那覇選手（Jリーグ）事件では、CASはJリーグに対して、我那覇選手へ2万USドル（我那覇選手の弁護士費用等の費用の一部）の支払いと仲裁費用の全額の支払いを命じた。仲裁裁定後確定した仲裁費用は、仲裁人の航空費・宿泊代・食事代および仲裁パネル費用など合計51,495スイスフランである。

(3) オリンピック競技期間中のための臨時仲裁部

1996年アトランタオリンピック以後は、オリンピック期間中に生じる紛争を対象とした臨時仲裁部による仲裁が整備され、仲裁申請後24時間以内に仲裁判断が示される手続となっている。

(4) 調停手続

1997年からは、CAS調停規則が採択され、CASにおける調停も可能と

表1 スポーツ仲裁裁判所による申立の受理、仲裁判断および勧告的意見の件数

年	仲裁申立 受理件数	勧告的意見 申立件数	合計	仲裁判断に 至った件数	勧告的意見に 至った件数	合計
1986	1	1	2	1	1	2
1987	5	3	8	2	1	3
1988	3	9	12	0	1	1
1989	5	4	9	1	0	1
1990	7	6	13	1	0	1
1991	13	5	18	4	1	5
1992	19	6	25	12	0	12
1993	13	14	27	6	1	7
1994	10	7	17	5	1	6
1995	10	3	13	6	2	8
1996	20	1	21	16	0	16
1997	18	2	20	10	0	10
1998	42	3	45	33	2	35
1999	32	1	33	21	1	22
2000	75	1	76	60	1	61
2001	42	0	42	28	0	28
2002	83	3	86	70	3	73
2003	107	2	109	82	1	83
2004	271	0	271	178	0	178
2005	194	4	198	133	3	136
2006	204	0	204	127	0	127
2007	252	0	252	177	0	177
2008	311	2	313	92	2	94
合計	1,737	77	1,814	1,065	21	1,086

表2 スポーツ関係仲裁規約（1994年11月22日）から2008年12月31日までのスポーツ仲裁裁判所に付託された事案

	O	A	C	AdHoc	合計	F	D	W	P
1995	2	8	3	0	13	8	4	1	0
1996	4	10	1	6	21	16	2	3	0
1997	7	11	2	0	20	10	4	6	0
1998	4	33	3	5	45	35	4	6	0
1999	8	24	1	0	33	22	3	8	0
2000	5	55	1	15	76	61	4	11	0
2001	10	32	0	0	42	28	3	11	0
2002	9	66	3	8	86	73	6	7	0
2003	61	46	2	0	109	83	18	8	0
2004	9	252	0	10	271	178	58	35	0
2005	9	185	4	0	198	136	25	37	0
2006	17	175	0	12	204	127	44	32	1
2007	22	230	0	0	252	177	33	35	7
2008	26	276	2	9	313	94	4	42	173
合計	193	1,403	22	65	1,683	1,048	212	242	181

- O : 通常仲裁手続
- A : 上訴仲裁手続
- C : 勧告的意見手続
- AdHoc : 臨時仲裁手続
- F : 仲裁判断または勧告的意見に至った手続き
- D : 仲裁判断以外の CAS の決定によって完了された手続き
- W : 取り下げられた事案
- P : 2008年12月31日現在で係属中の事案

なった。

(5) CASの勧告的意見

IOC、オリンピック夏季大会競技団体連合（ASOIF）、オリンピック冬季大会競技団体連合（AIWF）、国内オリンピック委員会連合（ANOC）が、CASに対して法的な問題に関して勧告的意見を求める制度が設けられている（R 60～62）。過去においては、世界アンチ・ドーピング規程（WADA code）と国際サッカー連盟（FIFA）の規定との矛盾に関してCASが勧告的意見を述べた事案などがある。

(6) CASの審理状況

CASが公表している審理件数などは前掲の表のとおりである。

3 日本スポーツ仲裁機構

(1) JSAA設立の経緯とその概要

日本においては、1999年JOCに「スポーツ仲裁研究会」が設置されてスポーツ紛争を解決するための仲裁機関設立の研究が始まった。そして、2003年に至り、JOC、日本体育協会および日本障害者スポーツ協会が運営資金を拠出し、権利能力無き社団として日本スポーツ仲裁機構（JSAA）が設立された。

JSAAは、2007年には、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR法）認証第1号団体となり、2009年には一般財団法人となった。

JSAAは、「スポーツ法の透明性を高め、国民のスポーツに対する理解と信頼を醸成し、個々の競技者と競技団体等との間の紛争の仲裁又は調停による解決を通じて、スポーツの健全な振興を図ることを目的」（定款第3条）とし、仲裁業務、調停業務およびスポーツ啓発業務を行っている。

(2) 仲裁手続

JSAAは、設立当初は、一定の競技団体の決定（競技中になされる審判の判定を除く、スポーツ仲裁規則2条）を競技者等が争う紛争を対象とする仲裁手続のみであったが、2004年には、スポーツ紛争一般について仲裁を行え

る「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」を創設し、2007年には、ドーピング紛争に関する仲裁手続を独立させている。ここでは、競技団体の決定に対する仲裁手続の概要を紹介する。

① 仲裁合意

仲裁手続は、競技団体が競技者等からの不服申立等についてJSAAの仲裁にその解決を委ねる旨の規則（自動受諾条項）を定めている場合、あるいは、当事者間で競技団体において仲裁合意が整った場合にのみ開始される（2条）。2009年8月までに15件の仲裁申立がなされたが、自動受諾条項により仲裁が開始された事案は7件、自動受諾条項はないが競技団体が仲裁に合意し審理された事案は2件、6件は自動受諾条項がなく、かつ、競技団体が仲裁を拒絶したために仲裁は開始されなかった。

仲裁拒絶事案の中には、チームドクターが、仲裁を申し立てたことでチームから辞任を迫られ、辞任に至ったと報じられている事件もある。競技団体は、スポーツの健全な振興のために仲裁に積極的に応じることが求められているのであり、仲裁申立をしたことを理由に、申立人に対して不利益扱いをするなどということは、スポーツの健全性に反する行為である。

JOCおよび日本体育協会加盟団体で自動受諾条項を有する競技団体は44.1%に過ぎず、競技団体内でJSAAのスポーツ仲裁に対する理解が進むことが課題となっている。

② 当事者

仲裁を申し立てることができるのは「競技者等」であり、競技者、監督、競技支援要員およびそれらの者の属する団体をいう。仲裁の被申立人は、「競技団体」であり、JOC、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会、各都道府県体育協会およびこれらの「加盟若しくは準加盟又は傘下の団体」である（3条）。

競技団体の役員が申立人になれるかという問題は、先例はない。「役員」の名目のみならず、その実態を考慮して判断すべきであるが、一般的には消極に考える。被申立人に関しては、日本サッカー協会（JFA）は日本体育協

会の加盟団体ではあるが、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）は、JFAの加盟団体ではないものの、「傘下」の団体であるとして、被申立人資格があることを前提として申立があった事案がある。

③ 仲裁地と言語

仲裁地は東京であるが（6条）、審理は当事者の便を考慮し東京に限らず行われている。言語は日本語であるが、当事者の合意がある場合には、英語を選択できる（7条）。

④ 仲裁人候補と仲裁パネル

仲裁人は、原則として、JSAAの仲裁人候補（約100名）から指名される（20条）。仲裁パネルは、1人または3人の仲裁人で構成され、当事者が合意していない場合は、JSAAは、「事案の性質に鑑み」人数を決定する（21条）。仲裁人は、当事者で合意があるときはその合意に従う。合意がない場合は、各当事者は1人の仲裁人を指名できる。各当事者が指名した仲裁人は、3人目の仲裁人であるパネル長を合意で決定することができ、合意がない場合はJSAAがパネル長を任命する（22条）。

⑤ 申立

仲裁申立は、原則として、競技者等が申し立ての対象となっている競技団体の決定を知った日から6か月以内になされなければならない（13条）。仲裁申立前に、特定調停合意にもとづくスポーツ調停が係属している場合は、調停中に仲裁申立期間が徒過することがないように、特定調停合意が係属している期間を除き6か月以内に仲裁が申し立てされることで足る（13条）。訴訟中の事案は仲裁申立ができない（19条）。

⑥ 審理

「スポーツ仲裁パネルは、当事者を公平に扱い、当事者が主張、立証及びこれに対する防御を行うに十分な機会を与えなければならない」（27条）。答弁書提出期限は仲裁申立書受領後3週間以内と定められているが、CASのような主張立証についての厳格な期間制限は設けていない。

手続は非公開であり（37条）、証拠調べは当事者主義とされているが、パ

ネルの職権による証拠調べも認められている（32条）。

⑦ 仮の措置

仲裁申立がなされた後は、申立人は、仮の措置を申し立てることができ、仲裁パネルは、被申立人の意見を聴取した上で仮の措置を命じることができる（49条）。

⑧ 仲裁判断

仲裁パネルは、「法的紛争については、適用されるべき法」に従い、その余は「競技団体の規則その他のルール及び法の一般原則」に従って仲裁判断を行う（43条）。仲裁判断の対象、判断方法および判断基準については、JSAAは、「国内スポーツ連盟については、その運営に一定の自律性が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない。仲裁機関としては、国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、または決定に至る手続に瑕疵がある場合等において、それを取り消すことができるにとどまる」（JSAA-AP-2003-001）と判示し、スポーツ団体の判断を取り消す判断ができること、またその判断の基準を示した。「規則自体が法秩序に違反しまたは著しく合理性を欠く場合にも、かかる規則を適用した決定」（JSAA-AP-2003-003）をも取り消し得るとした。

仲裁判断は、原則として審理終結後3週間以内に書面でなされる。主文には、仲裁費用および申立人の負担した費用の一部または全部を被申立人に負担させることを命じることができる（42条、44条）。これまでの仲裁判断は、申立から言渡までの期間は、10日～5か月27日間となっている。

⑨ 費用

仲裁申立費用は5万円である（スポーツ仲裁料金規程3条）。

⑩ 緊急仲裁パネル

JSAAが「事態の緊急性又は事案の性質に鑑み極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断したとき」は緊急仲裁手続による解決ができ、この場合には、迅速な審理が図られ、「口頭で仲裁判断をし、その後相当な期間内に

仲裁人が署名した仲裁判断を作成する」ことが可能である（50条）。これまでの緊急仲裁判断は、申立から言渡までの期間は、即日～5日間となっている。

(3) スポーツ調停（和解あっせん）

JSAAは、2007年、「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あっせん）判例」を定め、「スポーツに関する紛争についての当事者間の話し合いの場に調停人が臨席し、公平な第三者として助言等を適宜することによって、当事者が円満な和解に迅速に至るようあっせんする手続（以下「調停」という。）」であるスポーツ調停（和解あっせん）制度を設けた。

裁判所における調停手続と比較すると、スポーツ紛争に精通をした調停委員により迅速な調停を行える点に特徴がある。

(4) JSAAの審理状況

JSAAが公表している審理件数などは次の表のとおりである。

表3 JSAA「スポーツ仲裁規則」による仲裁事件

事件番号 JSAA-AP-	事件名	申立ての概要	結論
2003-001	ウェイトリフティング事件	コーチの除籍・登録拒絶処分 の取消	申立認容 申立料金の相手方負担
2003-002	テコンドー事件	ユニバシアード大会派遣選手 等選考決定の取消等	申立一部棄却、一部却下
2003-003	身体障害者水泳 事件	強化指定選手に指定しない決 定の取消等	申立一部棄却、一部却下
2004-001	馬術事件	オリンピック大会派遣人馬決 定の取消等	申立棄却。申立料金及び申立 人の要した費用のうち50万円 の相手方負担
2004-002	身体障害者陸上 競技事件	パラリンピック大会派遣選手 決定の取消等	申立一部棄却、一部却下
2005-001	ローラースケー ト事件	アジア選手権への派遣選手決 定の取消等	申立却下
2006-001	セーリング事件	決定が処分をしないとの内容 であることの確認等	申立一部認容、一部棄却
2008-001	カヌー事件	オリンピック・アジア地区予 選出場選手選考決定の取消等	申立一部棄却、一部却下

2009-001	軟式野球事件	特定の大会への出場を禁止した競技団体の決定の取消等	申立認容
----------	--------	---------------------------	------

表4 JSAA「ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則」による仲裁事件

事件番号 JSAA-DP-	事件名	申立ての概要	結論
2009-001	自転車競技事件	申立人は選手、被申立人が日本ドーピング防止規律パネル。資格停止処分の取消を求めた事件。	申立棄却
2009-002	自転車競技事件	申立人は日本ドーピング防止規律パネル、被申立人は選手。日本ドーピング防止規律パネルの1年間の資格停止処分の取消・2年間の資格停止処分の申立	申立却下

表5 スポーツ調停（和解あっせん）手続の取扱件数

成立（和解）	2007年度	2008年度	合計
成立（和解）	—	2	2
見込みなし（不調）	1	—	1
不応諾	1	—	1
合計	2	2	4

(2008年12月2日現在)

〈引用・参考文献〉

- ・「スポーツ仲裁のさらなる発展に向けて—仲裁・ADR・交渉の研究と実践—報告書」上智大学法科大学院、2006年
- ・小田滋ほか「国際スポーツ仲裁にかかわって12年」『法の支配』147、(財)日本法律家協会、2007年
- ・道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構とその活動」『日本スポーツ法学会年報』13、日本スポーツ法学会、2008年
- ・齋藤健司「CAS及び諸外国の日本スポーツ仲裁・調停」『日本スポーツ法学会年報』13、日本スポーツ法学会、2008年

(望月 浩一郎)

スポーツのリスクマネジメント

2009年9月30日 初版発行

編 著 小笠原 正・諏訪 伸夫

発行所 株式会社 きょうせい

本社 東京都中央区銀座7-4-12 (〒104-0061)

本部 東京都江東区新木場1-18-11 (〒136-8575)

電話番号 編集03-6892-6525

営業03-6892-6666

フリーコール 0120-953-431

〈検印省略〉 URL:<http://www.gyosei.co.jp>

乱丁・落丁本は、送料小社負担にてお取り替えいたします。

©2009 Printed in Japan. 禁無断転載・複製

ISBN 978-4-324-08838-8 (5107524-00-000) [略号：スポーツリスク]
